

会津若松市工事成績評定要領の運用基準

第2条関係（評定の対象）

- 1) 契約金額が200万円以下の工事及び下記に該当する工事については、工事成績評定の対象より除外する。

ただし、検査結果報告は第3評定者（検査員）が会津若松市建設工事検査実施要綱第13条に基づく検査調書（会津若松市財務規則第53号様式）により行うものとする。

- ① 道路・河川・排水路等の浚渫及び除草、清掃工事
- ② 数ヶ所をまとめた軽微な維持補修工事
- ③ 建築物・構造物の解体、撤去のみの工事
- ④ 緊急、災害時などの応急的な復旧工事
- ⑤ ポンプの取り換えなど部材の取り換えのみの修繕工事

第5条関係（評定の方法）

- 1) 第2評定者（主管課長）は、工事経過把握及び監督員の指導、管理等のため、第1評定者の評価内容を確認、点検を行った上、工事成績採点の手順に従って評価するものとする。
- 2) 第3評定者（検査員）は、最終的に完了した工事を引き取るための責任ある立場であることを認識し、出来ばえ等の評価においては、第三者の見地から慎重な検査により評価するものとする。
- 3) 評定表等とは次のものを言う。
 - ・工事成績評定表（第3号様式）
 - ・考查項目別集計表（第3－1号様式）
 - ・考查項目別採点表（第3－2号様式）
- 4) 評定の手順は別紙「工事成績採点の手順」に従い行うものとする。

なお、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。
- 5) 契約金額が200万円超～500万円未満の工事については、工事成績評定表（第3号様式）のほかに考查項目別採点表（第3－2号様式）のみを作成する。（考查項目別集計表・第3－1号様式は省略する。）

また、評定は考查項目別運用表を参考にして作成し、工事成績評定表の様式は500万円以上のものと同一とする。

第10条及び第12条関係（評定結果の通知及び回答）

- 1) 契約権者の通知及び回答は、会津若松市工事成績評定要領によるものとする。

第11条関係（評定の修正）

- 1) 修正する必要があると認められる場合とは、評定通知後、住民からの苦情・紛争等及び検査員が検査時において気づかなかった事項（引き取り後の構造物・構築物の破損等手抜き工事の発覚、工事が起因と思われる構造物・構築物等への影響等）が明らかになった場合であり、また修正する必要があると認められる期間は、原則として「会津若松市工事請負契約約款」第41条2項に規定している、瑕疵担保期間の範囲内とする。
- 2) 修正の是非の判断は、主管課長と契約検査課長が協議の上決定するものとする。
- 3) 契約権者は、前項の修正が必要と決定された場合は、遅滞なくその結果を、理由書（任意様式）を添付の上、当該工事の受注者に通知するものとする。なお、通知事務は、主管課において行うものとする。

工事成績採点の手順（契約金額500万円以上の工事に適用）

工事成績評定表（第3号様式）及び考查項目別集計表（第3-1号様式）並びに考查項目別採点表（第3-2号様式）の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1. 第1評定者は工事契約と同時に別紙-5①～⑥「施工プロセス」のチェックリストによりチェックを行い、それを基に工事成績採点の考查項目別運用表の別紙-1①～④に記入する。また別紙-1⑤～⑦の該当考查項目にも記入し、第3-1号様式にチェックし、該当項目の比率によりa～eを判定する。
次に、第3号様式の該当点数に○印を付す。

手順2. 第1評定者は別紙-1⑧～⑫高度技術、別紙-1⑬～⑯創意工夫、別紙-1⑰環境対策を主管課長・グループ担当と合議し、該当キーワード数の数の重みを勘案して評点し、第3号様式に手順1同様に行う。ただし、創意工夫については受注者からの提案のあったものを評価する。加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。
また第3-2号様式も併せて記入する。

手順3. 第2評定者は別紙-2①～②工事成績採点の考查項目別運用表で総合的に判断し第3-1号様式にチェックしてa～eを判定する。次に、第3号様式の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。
また第3-2号様式も併せて記入する。

手順4. 第3号様式、第3-1号様式～第3-2号様式を第2評定者まで評定した後、当該担当部長の決裁を得てから、検査時に第3評定者に提出する。

手順5. 第3評定者は別紙-3①～④の工事成績採点の考查項目別運用表に記入する。それを基に第3-1号様式にチェックし、該当項目の比率によりa～eを判定する。次に、第3号様式の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。
また第3-2号様式も併せて記入する。

（注意1）評定点の算出にあたっては、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。また、評定点合計は四捨五入により整数とする。

（注意2）第3評定者は工事成績採点の考查項目別運用表（別紙-3①～④）と第3号様式及び第3-1号様式～第3-2号様式を合わせて取りまとめ、検査復命時に他の書類と共に回覧し、契約検査課にて保管するものとする。